

5 訪問することの大切さ

昨今は、インターネットが普及し、行政の相談窓口も充実してきているため、住民の方が民生委員のところへ直接相談に来ることは少なくなっています。

そのため、多くの民生委員は、区域内の情報把握や顔つなぎ、見守り等を兼ねて、町会・自治会の行事・会合や、地区社協のサロン等への参加・協力をっています。

ただ、これだけでは、住民の生活環境を把握することは難しく、また地域のイベントに参加しな

い方の状況を把握することはできません。

見守り対象者や気にかかる方については、行政や社協から依頼される調査やチラシの配付時なども活用し、定期的な（見守り）訪問をしていく必要があります。

訪問活動は、見守ることにも、把握することにもつながる活動です。住民の思いを「聴く」機会を大切にしてください。訪問対象者の判別やその方法については、P21 を活用し、先輩委員と一緒に検討してみてください。

（先輩委員の皆さんへ）

新任委員の皆さんにとって、顔見知りではない住民宅へ訪問することや、異性宅へ訪問することは、二の足を踏むことも多いかと思います。地区民児協の中には、小学校区や字（あざ）、団地など一定の区割ごとに班を構成しているところもあれば、隣接する委員同士がペアとなって、相互のサポート体制を取っているところもあります。

信頼関係ができる前に相談することは、勇気がいるものです。先輩委員の皆さんには、定例会を活用したコミュニケーションの場作りや、安心して相談できる体制作り、民児協という組織で委員をサポートする方法を整えていきましょう。

6 住民との距離感

訪問活動の中で、住民の方からお願いごとをされることがあるかもしれません。

しかし、民生委員は、住民からの相談を聴くこと、そしてその相談を行政などの関係機関・専門職に「つなぐ」ことが活動の本分です。

基本的には、軽微な内容や緊急の場合を除き、民生委員は直接的な支援は行いません。断る勇気を持って、民生委員の活動や役割を伝えていくことも必要となってきます。

ただ、留意しておきたいことは、無下に断つたり、やみくもに「できない」というだけでは、住民との信頼関係を築いていくことは難しいということです。

ベテラン委員の多くは、代わりとなるサービス

を紹介したり、（できる内容であれば）初めの1回は引き受け、「次からは民生委員としてはできない」旨を伝えている方もいます。

定例会などの場で、（前号にご紹介した）訪問活動のロールプレイを実践する場を設け、角が立たない断り方について、一度先輩委員に聞いてみてください。

また、こちらが良かれと思ってしたことでも、住民の方からすると、そうは思われていない場合もあります。訪問活動をしていく中で、それぞれの住民の方との距離感を感じ取っていく必要はありますが、少しでも迷った時は必ず先輩委員へ相談するようにしてください。

7 生活リズムとよい加減

長年、民生委員を続けている方は、自身の生活リズム（習慣）の中に、民生委員の活動時間を上手に取り入れています。しかし、新任委員の皆さんにとっては、それまでの生活リズムの中に、民生委員活動を取り入れていくことは、慣れるまではなかなか大変なことかと思います。

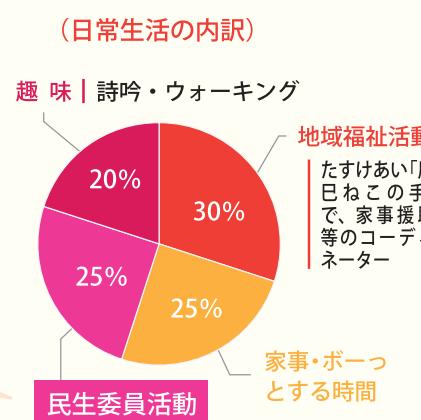
ベテラン委員からは、担当区域の状況や活動の

全体像が掴めると、ぐっと負担感は減ってくるというお話をよく耳にします。そうなるまでは、活動の優先順位をつけて、できる範囲での活動を心掛けてください。

心身ともに健康であることが一番です。自身の生活リズムの中に、「よい加減」に少しずつ民生委員活動を取り入れていってください。以下、先輩委員の「日常生活と活動のバランス」を参考にしてみてください。

日常生活と活動のバランス

●掲載委員の皆さんの活動日数は、およそひと月 10～15 日程度／●グラフ項目は、同じ（または同種の）内容は同色／●グラフ項目の並び方は割合の多い順／●グラフ項目の割合は、掲載委員の自己申告に基づく

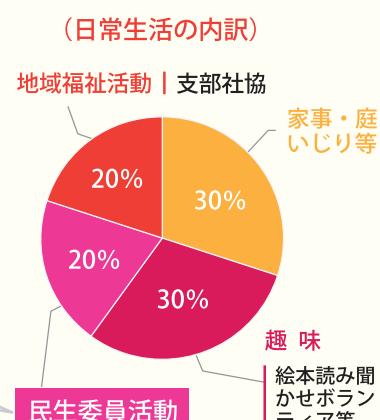
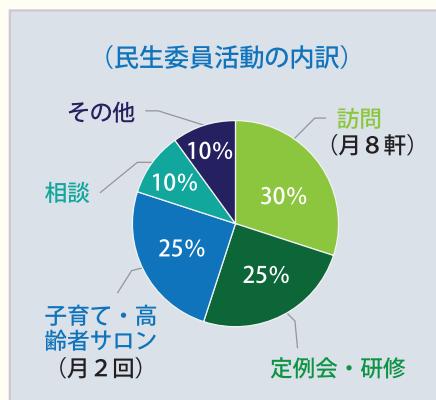


●市原市辰巳台地区民児協
●委員歴22年

昨年まで介護職として勤めていた坂本さん。退職後は、健康のためにと、毎日行う7～8千歩のウォーキングと、10年以上続けている月2回の詩吟でストレスを発散。民生委員活動では、特に訪問活動に力を入れており、毎月見守り世帯9軒（自治会未加入）を隣接する区域委員と2人で訪問している。



●習志野市大久保・泉・本大久保・新栄地区民児協
●委員歴9年



月2回、市民プラザで開催されている「読み聞かせ」サークルに参加している會澤さん。この趣味が高じて、年4・5回ほど、地元小学校に出向き、小学生を相手にボランティアとして読み聞かせをしている。民生委員として、毎月8軒程度訪問しているほか、行政から依頼される事業にあわせて年2回ほど訪問するお宅も。その他、社協の支部活動には、民生委員としてサロン活動等に協力している。

8 児童委員であるということ

皆さんは、民生委員であると同時に、「児童委員」でもあります。児童に関することは、高齢者に比べて、関わりづらい面があることも確かです。このため、平成27年度の県内取組状況は「高齢者に関すること」が111,692件に対し、「児童に関すること」は22,861件に留まっています。(※)

個別ケースについては、市町村行政の児童担当

課や児童相談所などの関係機関・専門職と連携していく必要がありますが、県内の取り組み内容(主な活動は下記参照)を見てみると、主に児童委員は健全育成に関わることが多いようです。

児童に関する活動は、主任児童委員だけが行うものではありません。地区民児協あるいは児童委員個人として、何か一つでも活動の中に取り入れるようにしていきましょう。

(※H27年度・厚生労働省「福祉行政報告例」より)

- 小学生の登下校の見守り／●子育てサロン・世代間交流会への協力／●乳幼児の定期健診への協力／●小中学校への定期訪問・意見交換／●学校評議員や学校ボランティアへの参画／●こんにちは赤ちゃん訪問への協力／●子ども食堂への協力／●小学校での伝承遊び（課外授業）

9 活動を記録すること

民生委員がよく使用する書類としては、日々の活動を記録する「活動記録」、見守り対象世帯や気にかかる方の世帯状況を記載する「福祉票」、またこの福祉票対象世帯の訪問・支援過程等を記録する「ケース記録」などが挙げられます。

日々の活動に追われ、曖昧になりがちな記憶ではなく、こうした書類へ記録することは、自分自身の活動の振り返りにもつながり、委員交代時には住民への相談・自立支援活動を継続しやすくするという点からも非常に大切なことです。

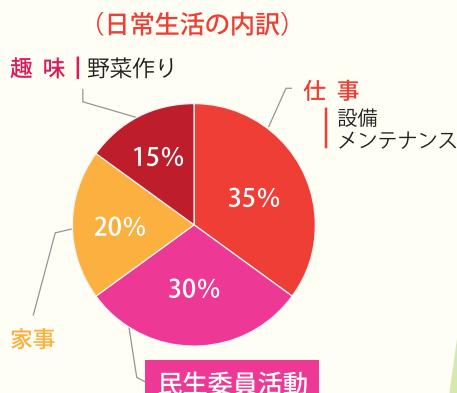
もちろん、記録する際は、客観的な事実のみを記録します（伝聞・噂等は記載しない）。



●柏市新富地区民児協 ●委員歴10年

音大ピアノ科卒の福澤さんは、学生に指導する傍ら、「(高齢者向け)はつらつサロン」時にみんなで歌う合唱曲を編曲・披露している。96歳になる義母の介護の合間に行う、編曲作業の時間がよい気晴らしになっているとのこと。

訪問活動は、状況を見て、月替わりで対象世帯を代えること。その他、ふるさと協議会(※岡水さんの項目下段を参照)主催の地域行事(運動会・祭り等)には、できる限り民生委員として参加。



●柏市新富地区民児協 ●委員歴4年

定年後も、週3日、病院の設備メンテナンスの仕事をする石毛さん。80坪ほどの土地を借りて、四季折々の野菜を作ること、そして毎日のように近所の子どもとバスケットボールなどの遊びに興じることが元気の源とのこと。

民生委員活動は、毎月5日間かけて30世帯を声かけ訪問しているほか、小学生の下校時には散歩がてらに見回りをすることもしばしば。

※元気な方への訪問は年1・2回

